

平成24年（行ケ）10129

「移動体の操作傾向解析方法，
運行管理システム及びその構成装置，
記録媒体」(技術分野の共通性)

2015年07月25日

藁科えりか(2012年登録、登録番号17985号)

序章

- 発明の名称「移動体の操作傾向解析方法，運行管理システム及びその構成装置，記録媒体」（特許第3229297号）
- 選んだ理由：判例は得意ではないので現在の担当分野に近く、わかりやすいものを選択...

本願の経緯(1)

年月日	内容
H11/10/12	出願(特願平11-290354) ※優先権：特願平10-289890、H10/10/12
H12/06/13	拒絶理由 通知(第29条柱書＋第36条等)
H12/08/11	意見書、補正書
H13/07/31	特許査定
H13/09/07	登録(第3229297号、請求項20)
H14/05/20	異議申立① →訂正請求(削除により請求項16)
H15/01/21	特許維持決定

本願の経緯(2)

年月日	内容
H22年頃	(特許権者の)D社が K社に差止、損害賠償請求 (H22年(ワ)第40331号)
H23/01/28	K社が無効審判①請求 (無効2011-800013、請求項9&15に対して29条1項&2項(甲1~3))
H23/07/11	無効①の請求棄却審決→原告が知財高裁に出訴 (平成23年(行ケ)10265号)
H23/08/04	K社が無効審判②請求 (無効2011-800136)
H23/09/16	D社が請求項9,11&15に対して訂正請求
H23/11/30	全部棄却 →知財高裁で控訴審係属 (H23年(ネ)第10087号)
H23/12/26	K社が手続補正(甲4、5追加)
H24/02/27	手続補正の不許可→訂正認める&無効②の請求棄却審決
H24年	K社が本審決取消訴訟提起(→本判決平成24年(行ケ)10129号)
H25/03/05	知財高裁で無効抗弁が認められる (H23年(ネ)第10087号))

発明の内容

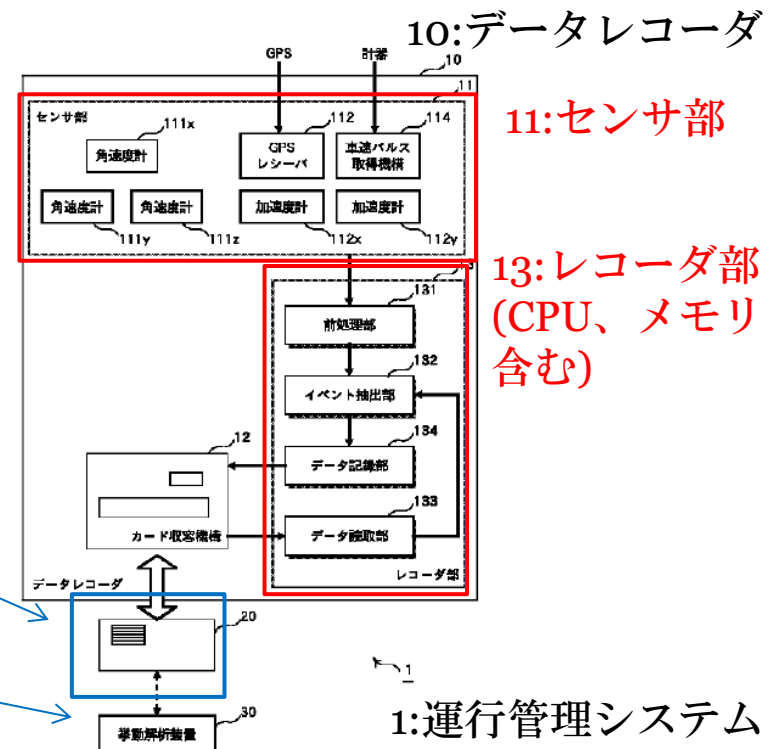
- 無効審判②内のD社の訂正請求(請求項9,11&15)
- 請求項9(訂正発明1) ※下線は訂正箇所。着色は当方による
「移動体の挙動を検出する**センサ部**と、
前記挙動を特定挙動と判定して当該特定挙動の発生前後の挙動に関わる情報を所定時間分収集するための収集条件に従って前記センサ部で検出された当該移動体の挙動において前記特定挙動の発生の有無を判定し、前記移動体の操作傾向の解析が可能となるように、前記特定挙動の発生に応じて前記収集条件に適合する挙動に関する情報を**所定の記録媒体**に記録する**記録手段**とを有し、
前記記録媒体は、前記移動体の識別情報、前記移動体の操作者の識別情報、前記移動体の挙動環境の少なくとも1つに従って分類される分類毎に作成された**カード状記録媒体**であり、
このカード状記録媒体に少なくとも前記収集条件が設定されている、データレコーダ。」
- 請求項15(訂正発明2)：省略

- 訂正発明 1 は...

- 「データレコーダ(その解析方法、装置等)」の発明
- 飛行機、電車等のデータレコーダを車両に適用
- ドライバー毎の運転評価や特定挙動の発生前後の挙動に関する情報を所定時間分収集 → 事故解析等可能

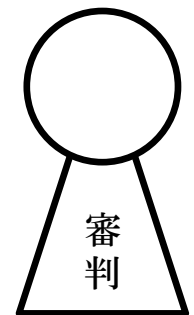
20:メモリカード
(運転者の個人情報等を保存)

30:挙動解析装置
(車種、操作傾向、日時等のデータ)



審判での取消事由

- 取消事由1：手続違背(割愛)
- 取消事由2：29条2項違反
- 特定挙動とは??
例：1秒間の間に変化する角速度が 10° を越えた場合等
→発生前後の所定時間（例えば、前後30秒）の
測定データをメモリカード20に記録（【0049】）
- 「特定挙動とは、急発進時の車両の挙動等の、「事故につながるおそれのある危険な操作に伴う車両の挙動」と意味するもの...（審決18ページ参照）」である、とした上で一致点・差異点を対比



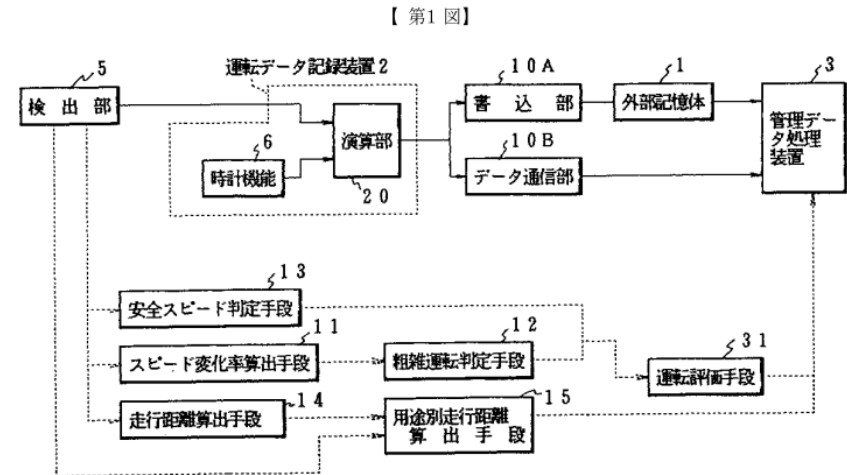
審判での比較

・ 訂正発明 1 と甲 3 (特開昭62-144295号)との比較

訂正発明 1	比較
移動体の挙動を検出する センサ部 と、	一致点
前記挙動を特定挙動と判定して <u>当該特定挙動の発生前後の挙動に関わる情報を所定時間分収集するための収集条件に従って</u>	差異点
前記センサ部で検出された当該移動体の挙動において前記特定挙動の発生の有無を判定し、前記移動体の操作傾向の解析が可能となるように、前記特定挙動の発生に応じて、	一致点
前記収集条件に適合する挙動に関わる情報を 所定の記録媒体 に記録する 記録手段 とを有し	差異点
前記記録媒体は、前記移動体の識別情報、前記移動体の操作者の識別情報、前記移動体の挙動環境の少なくとも1つに従って分類される分類毎に作成された カード状記録媒体 であり、	一致点
このカード状記録媒体に少なくとも前記 <u>収集条件が設定</u> されている、	差異点
データレコーダ。	一致点

審判での比較

- 甲3「車両運転管理システム」
(特開昭62-144295号)



- 安全スピード基準値を超えた回数×係数を算出
 - 急発進・急制動の回数×係数を算出 等
 - 積をポイント化→ランク付け→ドライバー毎に統合処理
- 「特定挙動の発生前後での挙動に関わる情報を収集」する点（差異点）は甲3に記載なし。甲1(実願平3-26831号(実開平1-123472号)),甲2,甲4~6にも記載なし→容易想到とはいえない(特許権者の勝ち)

裁判での比較(まとめ)

課題って
案外大事...

弁
理
士

- 裁判では、取消審決(逆転敗訴)

1.

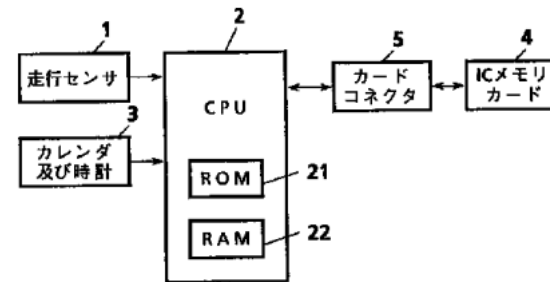
- 審決は引用文献等の文言を重視して周知技術・引用発明等を形式的に認定する傾向にある
- 判決は引用文献の課題等の文脈を考慮して、周知技術・引用発明等を実質的に認定する傾向にある

2.

- 仮に技術分野が同一であっても、課題などが異なった場合には容易想到でないとされる。よって、技術分野の共通性とは他の事項に比べて進歩性の判断に大きく関与する事項とはいえない。
- (拒絶理由対応として「本願発明と引用発明とは課題が異なるので、国際特許分類で同一又は近い分類が付与されていたとしても、技術分野も大きく異なり、したがって当業者も異なるので、引用発明から本願発明が容易想到であるとはいえない」と(逆に)反論可能)

裁判での比較

【図2】



加速 ランク	m/s ²
8	3.50以上
7	3.00-3.50
...	...
1	1.00-1.25

減速 ランク	m/s ²
8	4.00以上
7	3.50-4.00
...	...
1	1.00-1.25

- 甲1(実願平3-26831号
 (実開平1-123472号))
 「車両運行データ収集装置」
 - たとえば、停車～次の停車までを1サイクル
 - 1サイクルの最大加減速ランクをインクリメント(カウント)→車両の加速及び減速の履歴を有する車両運行データを収集
 - 補足：本件は加減速に注目
 - 高速道路では加減速少ない→低ランクの加速の頻度が多い
 - 一般道では加減速多い→高ランクの加速の頻度が多い
 →しかし、高ランクが低ランクよりも安全運転でないわけではない
- 甲1の技術的課題：「道路状況に左右されないで、運転者の運転状況を把握するのに有効な、加減速の履歴情報を含む車両運行データを収集することのできる車両運行データ収集装置を提供すること」

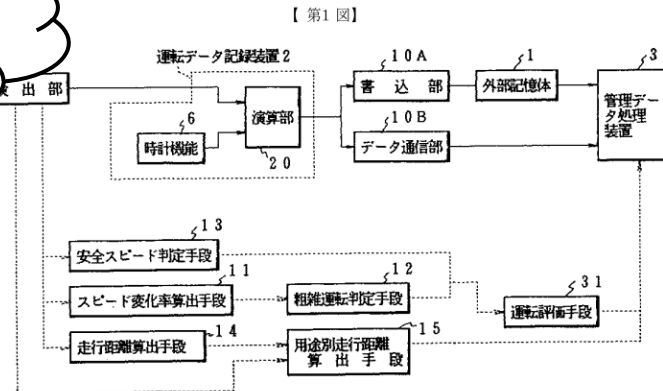
おさらいも
含めて...

● 甲3 「車両運転管理システム」

(特開昭62-144295号)

- 安全スピード基準値を超えた回数×係数を算出
- 急発進・急制動の回数×係数を算出 等
- 積をポイント化→ランク付け→ドライバー毎に統合処理

- 甲3の技術的課題：「スピードの出し過ぎや急発進・急制動の有無乃至その回数を予め設定された基準値を基に自動判定し、また走行距離を用途別（私用、公用、通勤など）に区分して把握してドライバーの運転管理データを得るシステムを提示する」



裁判での比較

- 訂正発明^{1,2}も、たとえばセンサ部から得られる角速度などのデータが、所定の閾値(基準値)を越えたか否かにより「特定挙動」の有無を判定→データを収集 (甲3+甲1の構成)
- 運転者の操作(運転)傾向を把握、分析するために車両の挙動に関する情報を収集、記録する装置の技術分野の当事者にとっては、甲1発明を甲3発明に適用する動機付けがあると解して差し支えない。

裁判での比較

- (他の引例に対して、)訂正明細書の記載によれば、「特定挙動」発生前後の所定時間分の情報を収集、記録する構成は、上記周知慣用技術において「交通事故」発生前後の所定時間分の情報を収集、記録する構成と実質的に異なるものではないといえることができる
- したがって、審決の判断は誤り

Reference 1/2

証拠	公開番号など	IPC	説明	出願人
甲 1	実願平03-026831号 (実開平01-123472号)	G07C 5/00	乗物の稼動を登録または表示するもの（走行距離または速度および距離の両者の計測に関するものG 0 1 C...	矢崎総業株式会社
甲 2	特開平06-223249号	G01C 15/00	グループG 0 1 C 1 / 0 0 ~ G 0 1 C 1 3 / 0 0 までに分類されない測量機器または付属具	ボラード セーフティ システムズ インコーポレイテッド
		G01J 1/02	測光, 例. 写真の露出計(分光度測定G 0 1 J 3 / 0 0 ;放射温度測定に特に適合するものG 0 1 J 5 / 0 0) ・細部	
甲 3	特開昭62-144295号	G07C 5/00	乗物の稼動を登録または表示するもの（走行距離または速度および距離の両者の計測に関するものG 0 1 C...	新キャタピラー三菱株式会社、日本産業電子株式会社、西華産業株式会社
甲 4	特開平10-024784号	B60R 16/02	電気回路または流体回路で、特に車両に適用されるものであって、他に分類されないもの；... ・電気によるもの [3]	株式会社日立製作所
		B60S 5/00	車両の手入れ, 保守, 修繕または改装...	
甲 5	特開平10-177663号	G07C 5/10	・運転, 実稼動, 遊び稼動または待時間を登録し, または登録しないで運転, 実稼動, 遊び稼動または待時間とは別な遂行データーを登録または記録するもの ・計数手段またはデジタル時計を用いたもの	ボッシュ ブレーキ システム株式会社

Reference 2/2

証拠	公開番号など	IPC	説明	出願人
甲6の1	特開平05-150314号	G03B 17/24	カメラまたはカメラ本体の細部... ・フィルム上に個々に印を付けるための装置をもつもの、例、タイトル、露出時間	株式会社リコー
甲6の2	特開平05-258144号	G07C 5/00	乗物の稼動を登録または表示するもの（走行距離または速度および距離の両者の計測に関するものG 0 1 C...	矢崎総業株式会社
		Go8G 1/00	道路上の車両に対する交通制御システム	
甲6の3	特開平06-004733号	G07C 5/00	乗物の稼動を登録または表示するもの（走行距離または速度および距離の両者の計測に関するものG 0 1 C...	矢崎総業株式会社
		Go1D 21/00	他に分類されない測定または試験	
		Go6F 15/74	・データ収集または取得のためのもの	
甲6の4	特開平06-030073号	Ho4L 27/38	・グループ27/02, 27/10, 27/18, または27/26に包含される2つ以上の方式の組み合わせによって特徴づけられる搬送波方式	富士通株式会社
		Ho4L 7/08	・同期信号が周期的に繰り返すもの	
		Ho4L 27/00	搬送波変調方式	
甲6の5	特開平10-063905号	G07C 5/00	乗物の稼動を登録または指示するもの...	株式会社データ・テック
		B60R 16/02	電気回路もしくは流体回路 または特に車両に適用したその要素および他に分類されない要素の配置 ・電気によるもの	
		G01C 21/14	・・・航行体が通過する経路を記録することによるもの	
		G01D 9/00	測定値の記録	
		B60R 27/00	他の車両部品；先行グループに分類されない車両または車両部品	

FIN
ご清聴ありがとうございました